

利用限度額超過自己負担額支援金について（事業所用）

《支援内容》

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、介護報酬の特例措置が行われていますが、市では利用者の方の利用限度額を超えた自己負担額について、特例措置による影響額を支援します。

《対象者》

令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に利用した通所系・短期入所系サービスで、特例措置の影響で月の利用限度額を超過した利用者の方。

※ ご担当の利用者が対象者に該当する場合は、申請支援にご協力をお願いいたします。

《申請手続》

- 1 申請者（請求者）は、被保険者本人です。被保険者がお亡くなりになっている場合は、相続人である方が申請者（請求者）となります。
- 2 振込先口座が申請者（請求者）と異なる場合は、委任状が必要です。
- 3 成年後見人、保佐人又は補助人が申請する場合は、登記事項証明書の写しを添付してください。
- 4 申請には、申請書のほか、「ケアプラン サービス利用票別表（第7表）」と「上田市利用限度額超過自己負担額支援金事業所証明書」の添付が必要となります。
お手数をおかけしますが、いずれの書類も利用限度額超過自己負担額支援金について（申請者用）と合わせ、対象者の方にお渡しくださるようお願いいたします。
- 5 「上田市利用限度額超過自己負担額支援金事業所証明書」は、サービス利用月ごとに証明してください。（受付期間のサービス利用分をまとめて、申請することができます。その場合には、1枚の申請書にサービス利用月分の書類が必要となります。）
- 6 申請書類の提出先は、高齢者介護課又は地域自治センター（丸子・真田・武石）高齢者支援担当です。

《受付期間》

- 1 令和2年12月31日までのサービス利用分は、令和3年1月29日まで受付。
- 2 令和3年3月31日までのサービス利用分は、令和3年4月30日まで受付。

※ 受付期間がありますので、ご注意ください。対象者の方への周知もお願いいたします。

《問い合わせ先》

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号
上田市 福祉部 高齢者介護課 介護保険担当 下村 橋本
電話 (0268) 23-6246 (直通)